

第239条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。

- 一 原動機付自転車について、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合、同条第5項の規定による検査を行う場合又は同条第6項の規定による取消しのための判定を行う場合
 - 二 型式認定原動機付自転車を新たに運行の用に供しようとする場合
- 2 この節の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。